

高松市監査委員告示第13号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年4月27日

高松市監査委員	吉	田	正	己
同	鍋	嶋	明	人
同	森	谷	忠	造
同	大	見	昌	弘

▶ 監査結果に基づく

措置通知

(包括外部監査)

(平成30年4月27日)



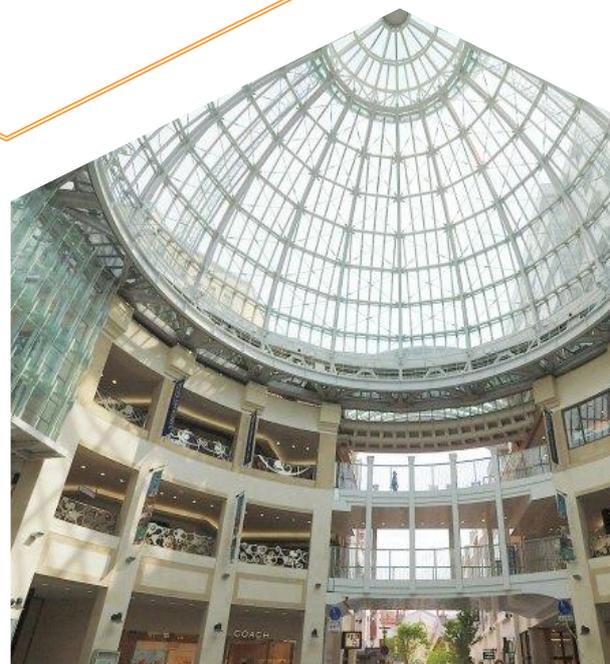
Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp



包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

H30.4.27

監査実施年度 平成21年度

監査テーマ 観光政策に係る観光振興課所管業務の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等	措置 通知日
1	指摘	退職給付引当金は、会計方針に記載のとおり正しく計算し、計算資料を保存すべきもの（（財）高松観光コンベンション・ビューロー）	P35、52	創造都市推進局 観光交流課	H30.3.30
2	指摘	リサイクル預託金は、車輛運搬具ではなく、その他投資等で処理すべきもの（（財）高松観光コンベンション・ビューロー）	P36、52		
3	指摘	新公益法人会計基準による決算書を正しく作成すべきもの（（財）高松観光コンベンション・ビューロー）	P38、52		
4	意見	公益法人会計パッケージソフトの導入について（（財）高松観光コンベンション・ビューロー）	P38、54		
5	意見	公益法人改革への対応について（（財）高松観光コンベンション・ビューロー）	P38、54		
6	意見	競輪局売店の見直しについて（（財）高松観光コンベンション・ビューロー）	P54		
7	意見	基金の水準の見直しについて（（財）高松観光コンベンション・ビューロー）	P54		

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成21年度／観光政策に係る観光振興課所管業務の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	退職給付引当金は、会計方針に記載のとおり正しく計算し、計算資料を保存すべきもの（（財）高松観光コンベンション・ビューロー）	
指 摘 の 内 容	<p>退職給付引当金の計算資料について、メモ書きによる計算で済まし会計処理後そのメモは破棄していた。監事監査や次年度決算の参考資料等に利用されるべき重要な資料であり保存しておくべきである。</p> <p>また、規定に基づき再計算したところ、退職給付引当金残高の試算値は10,053千円と計算され、団体計算分と68千円差異が生じた。これについて、積立預金を積み立てる関係上、退職給付計算は期末時点の現況ではなく、期中に見込み計算し、その後の昇給等の変更は取り込めていないとのことである。会計方針に記載のとおり、（平成21年3月31日現在の）期末要支給額により正しく計算すべきである。</p>	
報告書該当 ペ ー ジ	P35、52	
報告書への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ihokokai/kansa/keka/hokatsu.files/ho2009219-1.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	平成30年3月30日
所 管 課 等	創造都市推進局 観光交流課
措 置 結 果	本件指摘事項については、計算資料を処務規程に従い、保存することに改めることとし、平成22年度から、会計方針に記載のとおり適正に事務処理を行っている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成21年度／観光政策に係る観光振興課所管業務の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	リサイクル預託金は、車輛運搬具ではなく、その他投資等で処理すべきもの（（財）高松観光コンベンション・ビューロー）	
指 摘 の 内 容	勘定科目を車輛運搬具で処理しているが、その他投資等が正しい勘定科目である。	
報告書該当 ペ ー ジ	P36、52	
報告書への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2009219-1.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年3月30日
所 管 課 等	創造都市推進局 観光交流課
措 置 結 果	本件指摘事項については、リサイクル預託金を正しい勘定科目であるその他投資等に改め、平成22年度から、適正に事務処理を行っている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成21年度／観光政策に係る観光振興課所管業務の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	新公益法人会計基準による決算書を正しく作成すべきもの（（財）高松観光コンベンション・ビューロー）	
指 摘 の 内 容	平成20年度においては、特に正味財産増減計算書の理解が不十分で、新公益法人会計基準による決算書を正しく作成できていなかった。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P38、52	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/keka/hokatsu.files/ho2009219-1.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	平成30年3月30日
所 管 課 等	創造都市推進局 観光交流課
措 置 結 果	本件指摘事項については、公益法人会計パッケージソフトの導入や、公認会計士等の専門家による指導を受け、平成23年度から、新公益法人会計基準による決算書を正しく作成している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成21年度／観光政策に係る観光振興課所管業務の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	
区 分	意 見	
意見の項目	公益法人会計パッケージソフトの導入について（（財）高松観光コンベンション・ビューロー）	
意見の内容	平成20年度においては、新公益法人会計基準による決算書を正しく作成できていなかったが、今後、適正な決算書を効率的に作成できるようにするために、公認会計士等会計専門家の指導の下、市販のパッケージソフトの導入を進めるべきである。	
報告書該当 ページ	P38、54	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2009219-1.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年3月30日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	本件意見については、平成23年度から、公益法人会計パッケージソフトを導入し、適正な財務諸表を作成している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成21年度／観光政策に係る観光振興課所管業務の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	
区分	意見	
意見の項目	公益法人改革への対応について（（財）高松観光コンベンション・ビューロー）	
意見の内容	公益法人改革により役員の責任強化がなされることから、理事・監事に着任する者についても、公益法人にまつわる制度（法律・会計・税務等）に対するある程度の理解が欠かせないことを周知する必要があると考えられる。	
報告書該当 ページ	P38、54	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2009219-1.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年3月30日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	本件意見については、平成24年4月1日から公益財団法人に移行するにあたり、理事・監事就任者へ公益法人にかかわる制度（法律・会計・税務等）に対する理解の重要性を周知した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成21年度／観光政策に係る観光振興課所管業務の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	
区分	意見	
意見の項目	競輪局売店の見直しについて（（財）高松観光コンベンション・ビューロー）	
意見の内容	当該団体にとって、会計決算処理が煩雑で業務コストが余分にかかる、公益認定に不利である等のデメリットがある割に、団体の目的に関係のない業務であり、業務を行うことにシナジー効果は少ない、現在団体に年間15万円程度の利益及び資金しかもたらしていない、とメリットが少ないという理由から、継続すべき事業かどうかを見直すべきと考えられる。	
報告書該当ページ	P54	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2009219-1.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年3月30日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	本件意見については、平成24年度に、高松観光コンベンション・ビューローにおいて、特別会計で運営する競輪局売店の見直しについて検討した結果、25年度から、その収支差額について一般会計への繰入ができなくなったことなどにより、平成25年3月末日をもって売店事業を廃止した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成21年度／観光政策に係る観光振興課所管業務の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	
区 分	意 見	
意見の項目	基金の水準の見直しについて（（財）高松観光コンベンション・ビューロー）	
意見の内容	高松市及び香川県が合計4億5,000万円も出資しているが、昨今の超低金利時代で、運用利回りは悪く、十分な運転資金は得られていない。自治体の基金は最低限の水準まで取り崩し、その結果さらに不足する運営資金については、補助金の増額で対応すべきであると考えられる。	
報告書該当 ページ	P54	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2009219-1.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年3月30日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	本件意見については、平成22年度に、基金の水準の見直しについて検討したが、高松市、香川県及び民間諸団体の構成員が設立当初に、出資割合及び金額に関し、設立目的等を総合的に判断した協議を行った上で、設立されていることから、現行どおりとすることとした。